

# Insight Review

認定経営革新等支援機関(No.100623005401)

【発行元】ASAK浅岡会計事務所 ASAK佐々木不動産鑑定士事務所 ASAK社会保険労務士事務所 ASAK行政書士事務所 ASAK財産コンサルティング(株)

【発行日】2020年9月1日

No.169

# コロナ禍による固定資産税の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が落ち込んだ事業者に対する 救済措置として、様々な補助金や助成金の給付がありますが、税制面においても 救済措置として、2021年度の固定資産税を減免する措置が設けられています。 コロナ禍で売上が減少した中小事業者等は、当該減少率に応じて、2021年度 の固定資産税(都市計画税を含む。以下同じ。)を申告により減免してもらえる 制度が設けられました。

### ◆ 対象となる「中小事業者等」

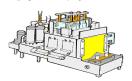
対象となる中小事業者等とは、次の①又は②に該当し、かつ、性風俗関連特殊営業を行っていない事業者をいいます。

- ① 資本又は出資(以下、資本等)を有する法人……当該資本金の額又は 出資金の額(以下、資本金の額等)が1億円以下であること
  - ※ 次のいずれかに該当する法人は対象外
    - ・同一の大規模法人(資本金の額等が1億円超の法人、資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人(資本金の額等が55億円以上の法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。)から2分の1以上の出資を受ける法人
    - ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ② 資本等を有しない法人又は個人の場合……従業員が1,000人以下であること

# ◆ 減免対象となる固定資産税

減免対象となる固定資産税は、次の資産に係る固定資産税です。 たとえ事業用であっても、土地は減免対象外です。

- 事業用家屋
- 設備等の償却資産



### ◆ 減少率に応じた減免

減免は、売上の減少率に応じて、右表のように異なります。

この場合における「売上の減少」とは、2020年2月から10月までの間における任意の連続3ケ月間の売上合計額が、前年同期比でどれだけ減少したかをいいます。

特に注意すべき点としては、単月で比較すると減少率が30%未満の月があっても、合計額の比較で減少率が30%以上であれば減免の対象になることです。

# 売上減少率減免30%未満—30%以上 50%未満2分の150%以上全額

またここでいう「売上」とは、事業収入となる売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指します。給付金や補助金収入、事業外収益は、「売上」に含めません。

なお、事業や店舗・事業所単位で「売上」の比較はしません。事業者単位となるため、全ての「売上」を合算した上での 比較となる点にも注意をしてください。

### **CONTENTS**

ASAKビジネスコンサルティング(株)

| コロナ禍による               |
|-----------------------|
| 固定資産税の減免制度・・・・・ P.1   |
| 不動産業等における             |
| 固定資産税減免のポイント・・・・ P.2  |
| 今年は、ふるさと納税の           |
| 「寄付上限額」に注意・・・・・・P.3   |
| 相続税対策としての             |
| 養子縁組の注意点・・・・・P.4      |
| 民法上の成年年齢引下げと          |
| 税法への影響・・・・・・ P.5      |
| 9月度の税務スケジュール・・・・・ P.5 |
| 今月の名言録・・・・・・P.6       |
|                       |

無料相談会実施中・・・・・・・P.6

# 最新情報は

ASAKのTwitter(ツイッター) ご利用ください!

随時更新しますのでフォローして下さい!







# ◆ 手続き

### (1)申告書の発行依頼

認定経営革新等支援機関等へ次の確認を依頼して、申告書の発行を 受けます。 ※ 弊社で発行可能です

| 確認事項                    | 必要書類                           |
|-------------------------|--------------------------------|
| ①対象事業者であることの確認          | 申告書(誓約事項)                      |
| ②売上減少の確認                | 会計帳簿等                          |
| ③減免対象となる資産の<br>事業用割合の確認 | 事業用割合が分かる所得税青色<br>申告決算書、収支内訳書等 |

# 減免手続きの流れ

**認定経営革新等支援機関等**※から 申告書を発行してもらう

申告書の 発行依頼 (※)認定経営革新等支援機関だけでなく、 認定経営革新等支援機関として認定されていない税理士、税理士法人、公認 会計士、監査法人、中小企業診断士 等も含まれます。

軽減申告

2021年1月中に固定資産税を納付する市町村に対して軽減申告を行う

①の申告書は、後に軽減申告を行う市町村が定める申告書様式を用います。様式は全国一律ではない点に注意しましょう。

- ②について、テナント等の賃料の支払いを猶予したこと等による収入減少の場合には、 会計帳簿以外に別途書類が必要です。
  - ③は、個人事業の方がが該当する確認事項です。

### (2) 軽減申告

発行を受けた申告書及び当該発行を受けるために認定経営革新等支援機関等に提出した必要書類一式を、2021年1月から同年1月末日までに、固定資産税を納付することとなる市町村へ提出(軽減申告)します。

この場合、納付する市町村が複数あるときは、当該納付する各市町村へ軽減申告をします。ただし償却資産で一定の場合は、総務大臣又は都道府県知事に軽減申告をします。

軽減申告の期間は正味1ヶ月間足らずと、期間が短いことが非常に厄介です。売上の確定と前年同期との比較は早めに行い、年内に申告書の発行を済ませておくとよいでしょう。

売上の減少といえば、持続化給付金や家賃支援給付金等がありますが、対象となる事業者や売上の期間、減少率などは異なります。それぞれの要件は必ず確認し、取りこぼしのないようにしましょう。

なお、2020年度の固定資産税について減免はありませんが、一定の要件に該当すれば納税猶予制度の利用が可能です。

# 不動産業等における固定資産税減免のポイント

上記でご案内した固定資産税の減免の特例は、性風俗関連特殊営業を除く全業種が対象となることから、建物等を多数所有する不動産業等に注目されているようです。

ただし、残念ながら販売用建物等の「棚卸資産」は本特例の対象にはなりません。 固定資産税の課税対象は、土地、家屋、償却資産とされていますが、本特例の対象資産は、 その中の事業用家屋と償却資産に限られているからです。



ここでいう事業用家屋は、減価償却費が法人税法上の損金(又は所得税法上の必要経費)に算入されるものでなければなりません。減価償却費を計上することがない棚卸資産は、事業用家屋には該当しないことになってしまうのです。

一方、不動産販売業が所有する建物等全てが対象外となるわけではありません。例えば、展示用のモデルハウスなど 長期間所有する目的で「有形固定資産」に計上され、減価償却費を損金経理しているものは対象になるのです。

なお、特例を受けるには、一定の税理士や会計士などの認定経営革新等支援機関等に必要書類を提出し、売上高の減少等について確認を受けた上で、2021年1月31日までに各市町村等に申告する必要があります。

# 経営革新等支援機関(認定支援機関)とは

中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者の他、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。

# 今年は、ふるさと納税の「寄付上限額」に注意

自己負担額2,000円で、応援したい自治体に寄付ができ、 返礼品ももらえるのが人気の「ふるさと納税」。今年は新型 コロナウイルスで深刻な打撃を受けた生産者の支援や、 巣ごもり需要で注目度が高まっている一方で、コロナ禍で 収入減のリスクが高まっていることには注意が必要です。

ふるさと納税とは、都道府県や市区町村に寄付すると 寄付金額のうち2,000円を超える分について、一定上限 まで所得税・住民税から控除される仕組みです。ふるさと 納税をすると多くの場合、寄付先から返礼品がもらえます。 内容は地産品や旅館の宿泊券など様々であり、各地の 旬の特産品が届くのは魅力的です。

ふるさと納税で税金の控除を受けるには、寄付をした 翌年に確定申告をする必要があります。ただし、もともと

# 全額控除される寄付上限額の目安(2,000円を除く)

|                                      | ふるさと納税をした人の家族構成(例) |                          |                          |  |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|--|
|                                      | 独身・共働き             | 夫婦                       | 夫婦+子2人<br>(大学生と高校生)      |  |
| <b>≩</b> 300万円                       | 2万8000円            | 1万9000円                  | _                        |  |
| 300万円<br>400万円<br>競 500万円<br>を 600万円 | 4万2000円            | 3万3000円                  | <b>1</b> 万 <b>2000</b> 円 |  |
| 200万円                                | 6万1000円            | <b>4</b> 万 <b>9000</b> 円 | <b>2</b> 万 <b>8000</b> 円 |  |
| を 600万円                              | 7万7000円            | 6万9000円                  | <b>4</b> 万 <b>3000</b> 円 |  |
| <b>700万円</b>                         | 10万8000円           | 8万6000円                  | <b>6</b> 万 <b>6000</b> 円 |  |
| ② 800万円                              | 12万9000円           | <b>12</b> 万円             | 8万 <b>5000</b> 円         |  |
| の<br>800万円<br>与<br>収                 | 15万1000円           | 14万1000円                 | 11万9000円                 |  |
| 人 1000万円                             | 17万6000円           | 16万6000円                 | 14万4000円                 |  |

確定申告をしなくていい給与所得者で、1年間の寄付先が5自治体以内などの条件を満たせば、確定申告をしなくとも 控除が受けられる「ワンストップ特例制度」を使うことができます。また、通常は納めた税金の使途は納税者には決められ ませんが、ふるさと納税では幾つかの選択肢から選ぶといった形で寄付金の使途を指定できる点も特徴となっています。

東日本大震災時には、被災地支援目的のふるさと納税利用が増加しましたが、今年はコロナ禍の影響で増えているようです。ふるさと納税サイトの実績でも、この5月の寄付件数は、前年同月比1.5倍となっています。売上げ減に直面する生産者・事業者の支援目的で利用する人が増える一方で、需要減で流通価格が下落した高級食材を返礼品として受け取れるなど魅力が増していることも要因のようです。

# ◆ 収入減による「寄付上限」の変動に注意

です。 ころさと独立で物院を受けられる客付のと限頼け、矢収む家族構成によって変わります。と思の日安け、総務劣の

一方、今年ならではの注意点もあります。コロナ禍による企業業績の悪化で、減収リスクが高まっている世帯が多いこと

ふるさと納税で控除を受けられる寄付の上限額は、年収や家族構成によって変わります。上限の目安は、総務省のふるさと納税ポータルサイト内にある「寄付金控除額の計算シミュレーション」で試算ができます。

コロナ禍による残業代・ボーナス減や転職などで、今年の年収が減るリスクがある人は、この上限額の変動に注意が必要となります。減収リスクを考慮せずに、前年並みの収入を前提にふるさと納税をしてしまった後で、減収になることが分かった場合、今年の年間上限額が低くなり、ふるさと納税のうち一部は税額控除を受けられない「ただの寄付」になってしまう可能性も出てくるからです。

### ◆ 年収減を想定して上限額を試算

例えば、昨年の年収が5000万円だった会社員(配偶者を扶養)の場合、ふるさと納税の上限額目安は4万9,000円となります。今年もその上限を想定して寄付をした後で、結果的に年収が15%下がり425万円になったとすると、上限目安は3万7,000円に下がってしまいます。 収入減で寄付上限額はどう変わるか?

既に昨年の上限額まで寄付してしまっていた場合、差額の1万2,000円分に関しては、 税額控除が受けられないことになります。

こうした事態を避けるため、収入減のリスクが ある人は、想定される減少幅に応じた上限目安 を一度試算してみた方がよさそうです。

実際の減収幅が見えてくる今年の後半までは、 その範囲に寄付をとどめるなど、上限を超えないよう寄付額を調整していく必要があるかも しれません。 (日経マネー2020.9より抜粋) 本収500万円
上限額の目安
上限額の目安
独身・共働き夫婦
本万5000円
本万5000円

夫婦 4万9000円 ▲ 3万7000円 ▲ 1万2000円減 夫婦+子2人(大学生と高校生) 2万8000円 ▲ 1万6000円 ▲ 1万2000円減

> ▶年収800万円 ▶年収650万円に<mark>減収</mark> 上限額の目安 上限額の目安

独身・共働き夫婦 12万9000円 → 9万7000円 → 3万2000円減 夫婦 12万円 → 7万7000円 → 4万3000円減 夫婦+子2人(大学生と高校生) 8万5000円 → 5万3000円 → 3万2000円減

# Insight Review

# 相続税対策としての養子縁組の注意点

# ◆ 相続税対策としての養子縁組の効果

相続税は被相続人の遺産の総額から債務や葬式費用等を差し引いた「正味の遺産額」から、 基礎控除額を差し引いた金額が税金の対象とされます。基礎控除額は2015年1月1日以降に 発生した相続については、下記の算式で算定され、法定相続人の数が1人増えれば、 控除される金額が600万円分増えることになります。

### 3,000万円+法定相続人の数×600万円

ちなみに、死亡保険金や死亡退職金の非課税枠も、法定相続人の数に応じて、「+500万円/人」となります。 民法上の相続人になれる人は、配偶者(配偶者相続人)と、一定の範囲の親族(法定相続人)です。配偶者は1人ですし、 実の子が急に増えることもありません。しかしながら、養子縁組をすれば法定相続人を増やすことが可能となるのです。

# ◆ 養子縁組とは

養子縁組の要件は原則として、①養親になる人が成人であること、②養子にする人が年長者・尊属ではない人であることの2つです。それ以外にも、夫婦が未成年者の養子をとる場合や自己または配偶者の直系卑属以外の未成年者を養子とする場合などにはいくつかの条件がつきます。ただ、基本的には、養親になる人と養子になる人の互いの意思が合致すれば、養子縁組をして親子関係を成立させることができます。

なお、ここで指す養子は「普通養子」のことです。厳格な要件のもとで実親との親子関係が解消され、養親のみが法律上の親となる「特別養子」の制度とは異なります。

養子縁組は様々な目的で行われ、相続における事業や財産の承継が目的となる場合は少なくありません。たとえば、相続人以外の人に、将来、確実に自分の財産を承継させたい場合には、その人と養子縁組をしておくことが最適です。また、養子縁組は、相続税を減少させる目的として行われる場合も多くあります。バブル期には養子縁組を多数行うことで法定相続人を増やし、基礎控除額を増額して課税を免れるという相続税対策が流行しました。そのため、1988年に相続税法が改正され、相続税法上は実子がいる場合は養子1人まで、実子がいない場合は養子2人までしか法定相続人に数えない、という規定が創設されています。ただし、これはあくまでも相続税法上の制限で、民法上は養子の人数に制限はありません。相続税の基礎控除を計算する際の法定相続人の数え方で、実子がいる場合は養子は1人まで、実子がいない場合は養子2人までしか数えない、という意味です。

# ◆ 「相続対策」税務署長が判断

しかしながら、ほかにも注意しなければならない規定があります。相続税法63条は、養子を相続人の数に算入することが相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合においては、税務署長は、養子を相続人の数に算入しないで相続税額を計算できると定めているのです。

この節税目的による養子縁組が有効か否かについて、かつて最高裁まで争われたことがあります。この際には、節税の動機と縁組の意思は併存しうるものであり、専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法802条1号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできないと判断しています。養子縁組の動機と意思を区別し、養子縁組の動機が節税目的であることは、養子縁組の意思を否定するものではないという見解を示したのです。この判決について報道では「節税目的の養子は有効」という趣旨の見出しや記事がありましたが、この事件は養子と実子間での争いで、争点は当該養子縁組が民法上有効かどうかというものであるからです。したがって、この最高裁判決以降であっても、節税だけを目的として養子縁組を行った場合には、税務署長から不当な租税回避行為とみなされ、相続税法63条が適用されて養子が相続人の数に算入されずに計算される場合もありえるのです。例えば、養子縁組をして法定相続人を増やしたにもかかわらず、その養子には一切相続させない遺言を作成した場合などは、この規定が適用される可能性があるということです。

### ◆ その他の注意事項

本来、相続税の軽減は相続人の利益に資する行為のはずですが、一方で、相続人が増えれば、その結果、もともとの法定相続人の相続分が減少するわけですから、当然、遺産を巡る紛争は起きやすくなります。

また、被相続人の孫が養子となっている場合は、相続税が原則として2割加算になる(代襲相続人の場合を除く)ことも 注意が必要です。養子縁組を(税も含めた)相続対策として有効に活用することには十分な意味がありますが、しっかりと その効果や対応を検討したうえで実施することが望まれます。

# 民法上の成年年齢引下げと税法への影響

# ◆ 民法の成年年齢とその引き下げ

2018年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立しました。

民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、 親権に服することがなくなる年齢という意味を持つものですが、この年齢は、1896年に 民法が制定されて以来、20歳と定められてきました。これは、1876年の太政官布告を 引き継いだものといわれています。



成年年齢の見直しは、1876年の太政官布告以来、約140年ぶりであり、18歳、19歳の若者が自らの判断によって 人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を 有するものと考え改正されています。

また、女性の婚姻開始年齢は16歳と定められており、18歳とされる男性の婚姻開始年齢と異なっていましたが、 今回の改正では、女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一することとしています。 なおこの改正民法が施行されるのは、2022年4月1日からとなっており、これにより相続税法上の未成年者控除の 取扱いも変更になります。

### ◆ 現行相続税法上における未成年者控除制度の概要

現行の相続税法では、相続又は遺贈により財産を取得した者で無制限納税義務者に該当する者が、その相続又は 遺贈に係る被相続人の民法の規定による相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合 における相続人)に該当し、かつ、20歳未満の者である場合においては、その者については、相続税法の規定により 算出した相続税額から10万円にその者が20歳に達するまでの年数(その年数が1年未満であるとき、又はこれに1年 未満の端数があるときは、これを1年とします)を乗じて算出した金額を控除した金額をもって、その納付すべき相続税額 とすることと定められています。

### ◆ 相続税法上の未成年者控除の適用年齢の改正時期

上記の民法における成年年齢の改正を踏まえて2019年に行われた相続税法の改正により、20歳を基準としている相続税法上の未成年者控除の規定についても、18歳を基準とする旨の改正が行われました。

この改正は、原則として、2022年4月1日以後に、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用することとされ、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、従前どおりとされています。

このため、2022年4月1日以後に相続又は遺贈により財産を取得する者のうち一定の者については、その者が18歳未満である場合に、未成年者控除の規定が適用されることとなりますので注意が必要です。

# 9月度の税務スケジュール

| 内容  | 期    | 限        |
|---|------|----------|
| 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額納付   | 納期限  | 9月10日(木) |
| 7月決算法人の確定申告<br><法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>                         |      |          |
| 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<br><消費税・地方消費税>                            |      |          |
| 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>  |      |          |
| 1月決算法人の中間申告<br><法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)                             | 申告期限 | 9月30日(水) |
| 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<br><消費税・地方消費税>                       |      |          |
| 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の<br>1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税> |      |          |

# 今月の名言録

# 自分の仕事

どんな仕事でも、それが世の中に必要なればこそ成り立つので、

世の中の人びとが求めているのでなければ、その仕事は成り立つものではない。

人びとが街で手軽に靴を磨きたいと思えばこそ、靴磨きの商売も成り立つので、

さもなければ靴磨きの仕事は生まれもしないであろう。

だから、自分の仕事は、自分がやっている自分の仕事だと思うのはとんでもないことで、

ほんとうは世の中にやらせてもらっている世の中の仕事なのである。

ここに仕事の意義がある。

自分の仕事をああもしたい、こうもしたいと思うのは、その人に熱意があればこそで、まことに結構なことだが、 自分の仕事は世の中の仕事であるということを忘れたら、それはとらわれた野心となり小さな自己満足となる。 仕事が伸びるか伸びないかは、世の中がきめてくれる。

世の中の求めのままに、自然に自分の仕事を伸ばしてゆけばよい。

大切なことは、世の中にやらせてもらっているこの仕事を、誠実に謙虚に、そして熱心にやることである。

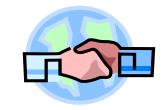
世の中の求めに、精いっぱいこたえることである。おたがいに、自分の仕事の意義を忘れたくないものである。

(「道をひらく」 松下幸之助著 PHP研究所)

# 無料相談会実施中!

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、 お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっていますので、 必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- 新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください!

# 事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階 TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167

http://www.asaoka-kaikei.com

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1

TEL: 059-397-8650 FAX: 059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士·行政書士 浅岡 和彦 不動産鑑定士 佐々木 勝己 社会保険労務士 松永 裕美



